



平成 21 年 6 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社プラネット  
代表者名 代表取締役社長 玉生 弘昌  
( J A S D A Q ・ コード 2 3 9 1 )  
問合せ先  
管理本部経営企画室長 滝山 重治  
( T E L . 0 3 - 5 4 4 4 - 0 8 1 1 )

## 株式の分割及び単元株制度の採用並びに定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年6月15日開催の取締役会において、株式の分割及び単元株制度の採用並びに定款の一部変更について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式の分割及び単元株制度の採用の目的

当社の発行済株式数は16,582株と少なく流動性が不足しておりましたことから、株式数の増加により流動性を高めることを目的として株式の分割を実施するとともに、かねてより単元株式数(売買単位)を100株へ統一することを目標とする旨の全国証券取引所の動向(売買単位の集約へ向けた行動計画)を考慮し単元株制度を採用いたします。現在の投資価格も勘案した、この株式の分割および単元株制度の採用により、投資単位当たりの金額を現在の4分の1に引き下げ、当社株式の流動性を高め、個人を含めた投資家層の拡大を図ります。

#### 2. 株式分割の概要

##### (1) 分割の方法

平成21年7月31日(金曜日)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有普通株式1株につき400株の割合をもって分割します。

##### (2) 分割により増加する株式数

株式分割前の当社発行済株式総数	16,582株
今回の分割により増加する株式数	6,616,218株
株式分割後の当社発行済株式総数	6,632,800株
株式分割後の発行可能株式総数	15,360,000株

##### (3) 株式の分割の日程

基準日の公告日 平成21年6月16日(火曜日)

基準日 平成21年7月31日（金曜日）

効力発生日 平成21年8月1日（土曜日）

（注）上記の株式の分割及び下記3.の単元株制度の採用に伴い、当社株式は平成21年7月28日（火曜日）から平成21年7月31日（金曜日）まで、ジャスダック証券取引所において売買停止となります。

### 3. 単元株制度の採用

#### (1) 新設する単元株式の数

前記の株式の分割の効力発生日である平成21年8月1日（土曜日）をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

#### (2) 新設の日程

効力発生日 平成21年8月1日（土曜日）

（注）上記の単元株式制度の採用に伴い、平成21年8月1日（土曜日）付をもって、ジャスダック証券取引所における売買単位も1株から100株に変更いたします。

### 4. 投資単位の引き下げ

当社は、従来から株式の流動性の向上及び投資家層の拡大を資本政策上の重要課題と認識しており、前期の「2. 株式の分割」並びに「3. 単元株制度の採用」をもって、当社株式を400分割のうち単元株式数を100株とすることで、投資単位当たりの金額を現在の4分の1に引き下げ、株式市場における当社株式の流動性を高めます。

### 5. 定款の一部変更について

#### (1) 定款変更の理由

前記の株式の分割及び単元株制度の採用に伴い、会社法第184条第2項並びに第191条の規定に基づく取締役会決議により平成21年8月1日付をもって当社定款の一部変更を行ないます。

①株式の分割の割合を勘案して当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第6条を変更いたします。

②株式の分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を100株とするため、第9条を新設いたします。

③第6条の変更及び第9条の新設の効力発生日を定めるため、附則第1条を新設いたします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(変更部分は下線で示しております)

現行定款	変更後
第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 3万8,400株とする。 (自己の株式の取得) 第7条 (条文省略) (株券の発行) 第8条 (条文省略) (新設)  第9条 ) (条文省略) 第36条  (新設)	第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 15,360,000株とする。 (自己の株式の取得) 第7条 現行どおり (株券の発行) 第8条 現行どおり ( <u>単元株式数</u> ) 第9条 <u>当社の単元株式数は、100株とする。</u>  第10条 ) (条数繰下) 第37条  附則 第1条 <u>第6条の変更及び第9条の新設の効力発生日は、平成21年8月1日とする。</u> <u>②なお、本附則第1条は、前項の効力発生日をもって削除する。</u>

6. 配当について

今回の株式の分割および単元株制度の採用は、平成21年8月1日を効力発生日としておりますので、基準日を平成21年7月31日とする平成21年7月期の期末配当金は、株式の分割および単元株制度の採用前の株式が対象になります。なお、平成21年2月25日に発表いたしました、平成21年7月期末の配当金額(予想)の、1株当たり4,000円に変更はありません。

[ご参考]

今回の株式の分割に伴い、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権の行使価格を次のとおり調整いたします。

	調整後行使価格	調整前行使価格
	調整後付与株式数	調整前付与株式数
平成16年10月22日開催の株主総会決議に基づくストックオプション (平成16年11月15日付与)	975円	390,000円
	64,000株	160株

以 上